

熊本家庭裁判所委員会（第36回）議事概要

第1 開催日時等

1 日時

令和3年10月22日（金）午後1時30分～午後3時00分

2 場所

熊本家庭裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）

鈴木俊洋，丁畑博胤，永田広道，林田博文，宮内大介，渡辺哲也，阿部広美，
下馬場直志，芦高源

（事務局等）

事務局長，事務局次長，首席家庭裁判所調査官，首席書記官，会計課長，総務課長，総務課課長補佐，総務課専門職

4 意見交換テーマ

熊本家庭裁判所における広報活動について

第2 議事概要【発議者の略記 ◎：委員長，○：委員，◇：事務局等】

1 開会

2 新任委員のあいさつ

3 議事

熊本家庭裁判所における広報活動について

4 意見交換

【熊本家庭裁判所における一般広報活動について】

○ 裁判所のウェブサイトスマートフォンで見える場合は、スマートフォン用の仕様で見ることができるようになっているのか。

当大学では広報を専門に行う職員がいるが、熊本家裁ではどうか。

◇ 裁判所のウェブサイトは、アクセシビリティにも配慮しており、スマートフォンで見ると、スマートフォン用の仕様で見ることができるようになっている。

当庁では、幹部職員の間で事前に意見交換を行うなどして、年間を通した計画的な広報活動に努めているが、実際に実施する場合には、企画の内容によっては、様々な視点や意見を参考にするとより効果的と考えられることから、各部署の職員にも協力してもらうこともある。

◎ 裁判所も、国民にとって利用しやすい裁判所を目指して、以前と比べると広報活動にも力を入れるようになってきているが、各委員の所属団体ではどのような広報活動をされているか。

○ 当大学では広報が専務の職員がおり、広報事務に従事している。

○ 司法書士会では、生活保護相談会やお金の悩み相談会等地元各地域でさまざまな相談会を開催するなどの広報活動を行っている。他にも、高校3年生を対象に「未成年者法律教室」を開き、講師を高校に派遣し、社会人として注意すべき事項などを伝えたり、司法書士の仕事の内容を紹介するなどの活動もしている。

○ 成年後見制度など一般の方々が必要とされている情報について、一般の方々にお知らせする術としてはメディアを利用するのが一番よいのではないかと思う。メディアの裁判所に対する質問というのは、一般の方々がかかりにくいところを聞いているので、それに答えていただくことは効果的ではないかと思う。裁判所の中で最も市民に近い存在とも言える家庭裁判所には、そういった取組みをしていただきたい。

また、当社では、例年は夏休みに子供さんを対象として社内見学会を実施しているが、今年はコロナ禍の影響で、リモートでスタジオや編集現場を案内する形で行ったところ、例年より多くの方に参加していただいた。

○ 当弁護士会も敷居が高いというイメージを何とかしたいと、「くまろっポン」

という六法全書の形をしたゆるキャラを作って広報活動を行っている。

もっと早く弁護士に相談してもらえたらと思うことも多く、社会的不正義を何とかしたいという思いで、弁護士へのアクセスが容易になるように広報活動を行っている。

このことを家庭裁判所に置き換えた場合、家庭裁判所が行う広報の目的は、事件を増やすことにあるのではなく、家庭裁判所調査官が丁寧に調査を行った上で、裁判官が一つ一つの事実を認定したり、利害の調整をはかるという丁寧な過程が、当事者の手続保障を図りながら進められているという正当性を社会に広く知ってもらうことにあるのではないかと思う。そのようなところを一般の方に知ってもらえたら、裁判所に対する信頼感も高まるのではないかと思う。

- 当病院では、病院の広報を見てというより、役所や保健所、高齢者支援センター等を介して利用されるケースが多いと思う。

私自身は、後見開始の審判を受ける方のために診断書を書く際に、裁判所のホームページを見たが、必要なときに必要な情報を知ることができるよう、そういった部分のケアや啓発があるとよいのではないかと思う。

- ホームページはある程度新しい情報がないと、多くの人がアクセスしようと思わないし、アクセスしないと分からないという欠点があるので、アクセスする方法とアクセスしたときにどれだけ新鮮な内容の情報があるかという点を考慮していただくとよいのではないか。

- 広報のやり方として、家庭裁判所ではこういう取組みをやっているというヒントのようなものを記者に与えていただけると、意欲のある記者は取材に行くのではないかと思う。また、新聞のコラム等に投書していただくようなコーナーもあるので、何らかの機会があれば利用してもらいたいと思う。

【熊本家庭裁判所における採用広報活動について】

- ◎ 採用広報について、各団体で工夫されている点等ご紹介いただきたい。

- 私自身も職員の採用を担当しているが、ホームページを見て受験する人が一番多いので、ホームページの充実は必要不可欠と思う。
- ◎ 裁判所では、採用広報の一環として、ワークショップを実施しているが、ワークショップを実施する際に工夫しているようなことはあるか。
- 新聞社でも大学3年生を対象にワークショップを実施しており、新聞記者とはどのような仕事かを説明したり、実際に新聞記事を書いてもらったりしている。また、入社して2、3年ぐらいの若手の記者と意見交換を行ったりもしている。
- テレビ局は、以前は人気があったが、今は受験者が少なくなっており、長いプランで目標を設定して、企業イメージ作りに努めている。ワークショップは、以前は1日日程で行っていたが、今は、3日、4日かけて学生側と当社でお互いが分かりあっていくというような形をとっている。
- 児童養護施設には、各養成学校から毎年実習に来ていたが、今はコロナ禍の影響で実習ができない状況が続いており、実習を通じて採用活動につなげるといことが今はできない状況にある。働き手を求めて困難な状況が続いており、広報が必要とは認識しているが苦しい状況である。
- ◎ 裁判所においても、コロナ禍の影響で実地にワークショップを開催することが難しい状況にあるが、例えばオンラインで採用広報を開催されたような例はあるか。
- 施設見学だけオンラインで行った。これまでであれば5、6人といったところだったが、オンラインを利用すると1回20人ぐらい参加でき、また、全国各地から参加してもらった。実際に機材等に触れてもらうことはできないが、わざわざ来てもらう必要がなく、参加しやすいのではないかという印象を受けた。また、当社では最終面接までオンラインで行った。
- 裁判所の採用試験の受験者数はどのような推移か。
- ◇ 家庭裁判所調査官の採用試験の受験者数について、過去5年ぐらいから見

ると減少傾向にある。令和2年度は前年比1.6倍に持ち直したが、これは、それまで一次試験は、択一試験と専門試験を課していたが、令和2年度から専門試験を課さず、択一試験のみとした影響とも思われる。もっとも、本年度はまた減少し、2年前と同程度となっている。大学卒の裁判所事務官の採用試験の受験者数は横ばい傾向だったが、本年度は20パーセント程度減少した。総合職は減少傾向となっている。

- 就職に際して裁判所職員の採用試験というのは思いつかないということもあるのではないかと思う。
- ◇ 裁判所職員の採用試験があることを知らない方も多いのではないかと思う。採用試験の存在や仕事の内容といったものをさらにアピールしていく必要はあると思う。
- ◎ 貴重なご意見ありがとうございました。

5 次回のテーマ

「成年後見制度」をテーマとすることで、委員全員が合意した。

6 次回期日

令和4年5月27日（金）午後1時30分

7 閉会